平成２５年（フ）第９４６号
愛知県海部郡大治町大字堀之内字北二反畑632番地の１　チサンマンション新大治203号
債務者　井藤　　進
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３３４号
北九州市小倉南区徳吉西１丁目８番１―301号
債務者　森岡　　愛（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３３７号
北九州市小倉南区中吉田６丁目13番17号
債務者　重元　孝子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３４７号
北九州市小倉南区上吉田３丁目22番25―402号
債務者　村上　正将
1　決定年月日時　平成25年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３６６号
北九州市小倉南区志井６丁目28番20―208号
債務者　中尾　玲菜（旧姓長岡）
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３７４号
北九州市門司区東本町１丁目１番７―301号
債務者　柴本眞由美（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３７５号
北九州市門司区東本町１丁目１番７―301号
債務者　柴本紗智子
1　決定年月日時　平成25年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第８２号
青森県平川市高畑熊沢102番地
債務者　赤平八重子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第８３号
青森県弘前市大字豊原２丁目13番地９
債務者　高山　洋子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第１００号
神奈川県横須賀市大津町５丁目19番１号　サン大津201
債務者　杉野　昌敏
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第４４号
山口県光市大字岩田990番地10、前住所山口県下松市旗岡５丁目６番33号
債務者　久保　一一
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第４５号
山口県光市大字岩田990番地10、前住所山口県下松市旗岡５丁目６番33号
債務者　久保久美子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第５１号
山口県下松市旗岡４丁目１番３―403号
債務者　小林みよ子
1　決定年月日時　平成25年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第１１９号
青森市けやき２丁目８番Ａ―603号
債務者　佐藤多喜子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２７号
青森市大字油川字岡田54番地24　鳴海輝彦方
債務者　鳴海　正則
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２８号
青森市大字油川字岡田54番地24
債務者　鳴海　光子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
青森市青柳２丁目10番４号
債務者　飛内　亮子
1　決定年月日時　平成25年７月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで　青森地方裁判所民事部破産係